

四半期報告書（第2四半期）の開示に係る留意事項

おとこざわ えりこ
公認会計士 男澤 江利子

はじめに

本稿は、四半期報告書（第2四半期）の開示に係る留意事項について述べている。四半期連結財務諸表を開示する場合には、四半期個別財務諸表の開示は要しないとされているので（四半期会計基準6ただし書）、本稿では基本的に四半期連結財務諸表を対象としている。また、特定会社及び指定国際会計

基準に関する記載については、基本的に述べていない。

四半期報告書の記載としては、例えば次のような記載が考えられる。

以下の記載例については、公益財団法人 財務会計基準機構『四半期報告書の作成要領』（平成26年6月第1四半期提出用）（以下「作成要領」という）を参考にしている。

項目	留意点	備考
第一部 企業情報		
第1 企業の概況		
1 主要な経営指標等の推移	基本的に、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載する（1株当たり四半期純利益金額・純損失金額の記載に注意する）。 「主要な経営指標等の推移」に関して、企業内容等開示ガイドライン5-12-2において、遡及適用、財務諸表の組替え及び修正再表示の適用が規定されている。	記載上の注意（5） 開示ガイドライン24の4の7-7、5-12-2
2 事業の内容	当四半期連結累計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載する。 セグメント情報（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報）の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載する。	記載上の注意（6）
第2 事業の状況		
1 事業等のリスク	当四半期連結累計期間に係る事項について記載する。 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（「重要事象等」という）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載する。 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載する。ただし、四半期報告書提出日時点での判断に基づいて記載することを妨げるものではないと解される。 「事業等のリスク」に関する取扱いガイドラインでは次の事項が規定されている。 1 開示府令第二号様式記載上の注意（33）a、第四号の三様式記載上の注意（7）a及び第五号様式記載上の注意（11-2）aに規定する「事業等のリスク」の記載例としては、おおむね以下に掲げるものがある。なお、記載例とは別種の事項についても、投資家に誤解を生ぜしめない範囲で会社の判断により記載することを妨げるものではない。 （1）～（11）（略） 2 開示府令第二号様式記載上の注意（33）b、第四号の三様式記載上の注意（7）b及び第五号様式記載上の注意（11-2）bに規定する「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象」については、その経営への影響も含めて具体的な内容を記載すること。	記載上の注意（7）

項目	留意点	備考
	<p>このうち、「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」は、おおむね以下に掲げる事象又は状況（これらに限るものではないことに留意する。）が単独で又は複合的に生ずることにより該当し得るものであることに留意する。</p> <p>(1) ~ (20) (略)</p> <p>作成要領17ページの作成にあたってのポイント④では、「『事業等のリスク』について重要な変更（消滅も含まれると考えられます。）があった場合」と述べられており、消滅が含まれることについて述べられている。</p> <p>また、前事業年度の有価証券報告書に記載した内容から変更がない場合には、【事業等のリスク】の表題をそのまま記載し、該当がない旨（又は重要な変更がない旨）について記載することとなる。</p> <p>継続企業の前提に関する注記との関連に注意する。</p>	
<p>3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p>	<p>四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載する。</p> <p>ただし、当四半期連結会計期間が、「第4 経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書に掲げた四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、「第4 経理の状況」において四半期キャッシュ・フロー計算書に掲げた四半期会計期間以外の四半期会計期間）である場合には、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載を要しない。</p> <p>(a) 当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間）におけるセグメント情報ごとの業績の状況及びキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結累計期間との比較・分析。</p> <p>(b) 当四半期連結累計期間において、連結会社（四半期連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等。</p> <p>なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針（「基本方針」という）を定めている会社については、会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項。</p> <p>(c) 当四半期連結累計期間における研究開発活動の金額。加えて、研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けた内容。</p> <p>(d) 当四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数（就業人員数をいう）に著しい増加又は減少があった場合には、セグメント情報に関連付けて、その事情及び内容。</p> <p>(e) 当四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容。</p> <p>(f) 当四半期連結累計期間において、主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む）に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容。</p> <p>i 新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった場合 その内容</p> <p>ii 最近連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除却、売却等について著しい変更があった場合 その内容</p> <p>「1事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載する。</p> <p>将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載する。ただし、四半期報告書提出日時点での判断に基づいて記載することを妨げるものではないと解される。</p>	<p>記載上の注意（9）</p>

項 目	留 意 点	備 考
	<p>「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に関する取扱いガイドラインでは次の事項が規定されている。</p> <p>開示府令第二号様式記載上の注意（36）b、第四号の三様式記載上の注意（9）b及び第五号様式記載上の注意（13-2）bに規定する「当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」については、当該提出会社に係る財務の健全性に悪影響を及ぼしている、又は及ぼし得る要因に関して経営者が講じている、又は講じる予定の対応策の具体的な内容（実施時期、実現可能性の程度、金額等を含む。）を記載すること。なお、対応策の例としては、おおむね以下に掲げるものがある（ただし、これらに限るものではないことに留意する。）。 （1）～（4）（略）</p> <p>継続企業の前提に関する注記との関連に注意する。</p>	
第3 提出会社の状況		
<p>1 株式等の状況 (1) 株式の総数等</p>	<p>「発行可能株式総数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載する。 会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には発行可能株式総数を記載する。</p> <p>「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「第 四半期会計期間末現在発行数」、「提出日現在発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載する。</p> <p>会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載する。</p> <p>「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載する。</p> <p>会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載する。</p> <p>会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、一定の事項を欄外に記載する。</p>	<p>記載上の注意（10） 開示ガイドライン5-7-2</p>
(2) 新株予約権等の状況	<p>「新株予約権等の状況」については、当四半期会計期間中に新株予約権等が発行された場合に記載する。</p>	<p>記載上の注意（11）</p>
(6) 大株主の状況	<p>当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載する。</p>	<p>記載上の注意（15）</p>
<p>2 役員の状況</p>	<p>前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員に異動があった場合に記載する。</p> <p>このため、第1四半期報告書に記載された異動については、第2四半期以降の四半期報告書においても記載することになると解される（作成要領57ページ）。</p> <p>前事業年度の有価証券報告書を定時株主総会前に提出した場合、当該有価証券報告書に記載した当該定時株主総会及びその直後の取締役会での決議事項である「役員の改選」、「代表取締役の異動」及び「役員の役職の変更」などに関する事項については、それらが実際に否決・修正されなければ、当四半期報告書において、前事業年度の有価証券報告書の提出後に行われた役員の異動として記載することは不要と考えられている（作成要領57ページ）。</p>	<p>記載上の注意（17） 記載上の注意（1）－ 一般的事項d</p>
第4 経理の状況		
<p>冒頭記載 四半期連結財務諸表 の作成方法について</p>	<p>【経理の状況】の冒頭記載において、四半期連結財務諸表が「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づいて作成している旨を記載する。</p>	<p>四半期連結財務諸表の 用語、様式及び作成方法 に関する規則</p>

項目	留意点	備考
	<p>第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」等を早期適用している場合には、経理の状況の冒頭にその旨の記載をすることが望ましいと考えられる（作成要領65ページ 作成にあたってのポイント④）。</p> <p>監査証明については四半期レビューを受けている旨を記載する。</p> <p>四半期報告書の「経理の状況」に、四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期会計期間に係る四半期損益計算書）を記載する場合には、当該四半期報告書の「経理の状況」の冒頭に、その旨を記載しなければならない（企業内容等開示ガイドライン24の4の7-10）。</p>	<p>四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</p> <p>各種ガイドライン</p> <p>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成26年3月28日内閣府令第22号）附則第7条第2項</p>
1 四半期連結財務諸表		
比較情報の作成	<p>四半期連結財務諸表について、比較情報の作成が規定されている。</p> <p>四半期連結貸借対照表については、前期末連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書については、前年同四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、前年同四半期連結キャッシュ・フロー計算書が必要に応じて修正され、比較情報として当四半期連結財務諸表に含まれることとなる。</p> <p>次の事項に留意する（四半期連結財務諸表ガイドライン5の3）。</p> <p>① 当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表において記載されたすべての数値について、原則として、前連結会計年度並びに当該連結会計年度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る数値を含めなければならない。</p> <p>② 当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表の理解に資すると認められる場合には、前連結会計年度並びに当該連結会計年度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る定性的な情報を含めなければならない。</p> <p>比較情報の開示に関する基本的な考え方は、当事業年度に係る財務諸表の開示が基礎になるものと考えられる。ただし、比較情報の開示の要否については、財務諸表利用者の意思決定に資するものかどうか、企業の業績等に関する適正な判断のために必要と考えられる事項かどうかについて慎重に判断する必要があると考えられる。</p> <p>比較情報については、金融庁の担当官が次の解説を行っている。</p> <p>① 徳重昌宏、中村慎二「中間連結財務諸表・中間財務諸表の作成上の留意点」『旬刊経理情報』（2011.11.10、No.1297）</p> <p>② 徳重昌宏、中村慎二「過年度遡及会計基準適用後の連結財務諸表・財務諸表の作成上の留意点」『旬刊経理情報』（2012.4.10、No.1311）</p> <p>「比較情報の取扱いに関する研究報告（中間報告）」の公開草案では、「3.個別財務諸表への移行に伴う比較情報の開示」について述べられていたが、その後、さらに関連して検討すべき事項が生じたため、結論を含めて引き続き検討することとされており、研究報告（中間報告）では同項目を削除している。</p>	<p>四半期連結財務諸表5の3 四半期連結財務諸表ガイドライン5の3 中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書（平成23年6月30日企業会計審議会） 比較情報の取扱いに関する研究報告（中間報告）（会計制度委員会研究報告第14号）</p>
四半期連結貸借対照表	四半期連結貸借対照表は、様式第二号により記載する。	四半期連結財務諸表30
四半期連結損益計算書	<p>四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書は、様式第三号により記載する。</p> <p>第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を任意に作成することができる。この場合には、様式第四号により記載する。</p> <p>第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を作成する場合には、第3四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を作成しなければならない。</p>	四半期連結財務諸表64

項目	留意点	備考
	<p>任意で、四半期会計期間を、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書（又は四半期連結損益及び包括利益計算書）の開示対象期間として期首からの累計期間と併せて開示する場合、前連結会計年度における対応する四半期において開示を行わなかった場合で、当連結会計年度の四半期より開示するときは、前連結会計年度における対応する期間に係る開示は要しない。</p>	
<p>四半期連結包括利益計算書</p>	<p>四半期連結累計期間に係る四半期連結包括利益計算書は、様式第三号の二により記載する。</p> <p>四半期連結包括利益計算書は、四半期連結損益及び包括利益計算書を作成する場合には、記載を要しない。</p> <p>四半期連結財務諸表提出会社は、第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を作成する場合には、第2四半期連結会計期間及び第3四半期連結会計期間に係る四半期連結包括利益計算書を作成しなければならない（様式第四号の二）。</p>	<p>四半期連結財規83の2、83の3</p>
<p>四半期連結キャッシュ・フロー計算書</p>	<p>四半期連結キャッシュ・フロー計算書は、様式第五号又は第六号により記載する。</p> <p>同一年度内における四半期連結キャッシュ・フローの作成については、首尾一貫性が要求されている。</p> <p>前第1四半期連結累計期間及び前第3四半期連結累計期間に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しなかった場合、当第1四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成することはできると考えられる。また、前第1四半期連結累計期間及び前第3四半期連結累計期間に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成した場合においても、当第1四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しないことはできると考えられる（作成要領「第2四半期報告書向け記載事例（平成26年9月提出用）27ページ）。すなわち、必ずしも年度間の継続性までは求められていないものの、継続性の観点から、みだりに変更することは好ましくないと考えられる。</p> <p>「企業結合に関する会計基準」等を早期適用する場合 連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローは、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。 連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。 連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フロー（関連する法人税等に関するキャッシュ・フローを除く）は、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。上記に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。</p> <p>なお、改正された企業結合会計基準等の適用初年度において、上記第8-2項及び第9-2項に基づく表示を行った場合、過年度遡及適用指針第9項及び第20項に従い、表示方法の変更を行うこととなるが、比較情報の組替えは行わないとされている。</p>	<p>四半期連結財規5の2、27の2、84</p> <p>連結キャッシュ・フロー実務指針8-2項、9-2項、26-4項</p>
<p>連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記</p>	<p>四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項のうち、連結の範囲又は持分法適用の範囲について、重要な変更を行った場合には、その旨及び変更の理由を注記しなければならない。</p>	<p>四半期連結財規10 四半期連結財規ガイドライン10</p>
<p>会計方針の変更</p>	<p>会計方針の変更を行った場合には、原則として、変更後の会計方針を前期以前に遡って適用したと仮定し、税金等調整前四半期純損益金額に対する前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額を注記する。</p>	<p>四半期連結財規10の2、10の3</p>
<p>「退職給付に関する会計基準」等の適用</p>	<p>第1四半期連結会計期間より「退職給付に関する会計基準」等を適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を変更した場合における、当第2四半期報告書の（会計方針の変更）の記載例は以下のとおりである。</p>	<p>退職給付に関する会計基準（企業会計基準第26号）</p>

項目	留意点	備考
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を〇〇基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を.....へ変更した。</p> <p>退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。</p> <p>この結果、当第2四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債がXXX百万円増加し、利益剰余金がXX百万円減少している。また、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれXX百万円増加している。</p>	<p>退職給付に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第25号) 四半期連結財規10の2</p>
<p>「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号)の適用</p>	<p>第1四半期連結会計期間より、実務対応報告第30号を適用している場合における、当第2四半期報告書の(会計方針の変更)の記載例は以下のとおりである。</p> <p>(従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行って、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」を適用する場合)(会計方針の変更)</p> <p>「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)を第1四半期連結会計期間より適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託から従業員持株会に売却された株式に係る売却差損益、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を負債に計上している。当該会計方針の変更は遡及適用され、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっている。</p> <p>この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度末の預り金及び自己株式が、それぞれ、XXX百万円、XXX百万円増加し、資本剰余金がXXX百万円減少している。</p> <p>なお、実務対応報告第30号を適用し、適用初年度の期首(四半期連結会計期間の期首から適用した場合は当該四半期連結会計期間の期首)より前に締結された信託契約に係る会計処理について、従来採用していた方法を継続する場合においても、会計方針の変更には該当するものと考えられる(作成要領105ページ 作成にあたってのポイント⑦)。</p>	<p>従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号) 四半期連結財規10の2</p>
<p>「企業結合に関する会計基準」等を早期適用する場合</p>	<p>第1四半期連結会計期間より「企業結合に関する会計基準」等を早期適用している場合における、当第2四半期報告書の記載例は以下のとおりである。</p> <p>(過去の期間のすべてに新たな会計方針を適用した場合)(会計方針の変更)</p> <p>「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。),「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。),及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等が、平成26年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等(ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。)を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更した。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更する。</p> <p>企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(3)、連結会計基準第44-5項(3)及び事業分離等会計基準第57-4項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の第1四半期会計期間の期首時点の累積的影響額を資本剰余金及び利益剰余金に加減している。</p>	<p>「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号) 「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号) 四半期連結財規10の2</p>

項目	留意点	備考
	<p>この結果、当第2四半期連結累計期間の期首において、のれんXX百万円、資本剰余金XX百万円及び利益剰余金がXX百万円減少している。また、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれX百万円増加している。</p> <p>(第1四半期連結会計期間から将来にわたって適用している場合) (略)</p> <p>企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用している。</p> <p>この結果、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれXX百万円増加している。また、当第2四半期連結累計期間末の資本剰余金がXX百万円減少している。</p>	
表示方法の変更	四半期連結財務諸表規則などでは、表示方法の変更に関する注記は要求されていない。	
未適用の会計基準等に関する注記	四半期連結財務諸表規則などでは、未適用の会計基準等に関する注記は要求されていない。	
簡便な会計処理に関する記載	四半期連結財務諸表規則などでは、簡便な会計処理に関する注記は要求されていない。	
四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理に関する記載	<p>一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理を適用した場合には、その旨及びその内容を記載する。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略できる。</p> <p>四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理とは、次の会計処理である。</p> <p>① 原価差異の繰延処理 ② 税金費用の計算</p>	四半期連結財規12 四半期連結財規ガイド ライン12
追加情報	<p>「退職給付に関する会計基準」の退職給付債務及び勤務費用の定め並びに特別損益における表示の定めを平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することが実務上困難な場合には、平成27年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することができる」とされている。この場合には、四半期連結財務諸表において、当該定めを適用していない旨及びその理由を注記することとなる。</p>	退職給付に関する会計基準(企業会計基準第26号) 退職給付に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第25号) 四半期連結財規14 四半期連結財規ガイド ライン14
株主資本等関係	<p>「企業結合に関する会計基準」等を早期適用し、支配の変動を伴わない子会社株式の追加取得・一部売却、子会社の時価発行増資等により、前連結会計年度末から資本剰余金の重要な変動が生じた場合については、株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記の対象と考えられる(作成要領121ページ 作成にあたってのポイント)。</p>	四半期連結財規92 四半期連結財規ガイド ライン92
セグメント情報	<p>セグメント情報会計基準に準拠して、マネジメント・アプローチにより、セグメント情報を開示する。</p> <p>企業を構成する一定の単位(報告セグメント)に関する情報(セグメント情報)について、所要の事項を様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。</p> <p>四半期連結財務諸表規則及び四半期財務諸表等規則において、セグメント情報に係る様式が規定されているので、実際の開示に際しては同様式及び記載上の注意に留意する必要がある。</p> <p>開示情報としての重要性が乏しく、財務諸表利用者の判断を誤らせる可能性がないと考えられるとき(例えば、単一セグメントの場合)は、セグメント情報の記載を省略することも考えられる(作成要領131ページ)。</p>	四半期連結財規15 セグメント情報等の開示に関する会計基準(企業会計基準第17号) セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第20号)
金融商品に関する注記	金融商品に関する注記については次のように規定されている。	四半期連結財規15の2 四半期連結財規ガイド ライン15の2

項目	留意点	備考								
	<p>① 金融商品については、当該金融商品に関する四半期連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、四半期連結貸借対照表の科目ごとの四半期連結貸借対照表日における四半期連結貸借対照表計上額、時価及び当該四半期連結貸借対照表計上額と当該時価との差額並びに当該時価の算定方法を注記する。ただし、当該四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略できる。</p> <p>② ①にかかわらず、四半期連結貸借対照表の科目ごとの四半期連結貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。</p> <p>③ ①②にかかわらず、四半期連結貸借対照表日における時価の把握が極めて困難な場合には、①の事項に代えて、その旨、その理由、当該金融商品の概要及び四半期連結貸借対照表計上額を記載することができる。</p>									
有価証券に関する注記	<p>有価証券については、「金融商品に関する注記」（四半期連結財規15の2）のほか、有価証券（次に掲げる有価証券に限る）については、当該有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記する。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載できる。</p> <p>① 満期保有目的の債券</p> <p>イ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額</p> <p>ロ 四半期連結決算日における時価</p> <p>ハ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額</p> <p>② その他有価証券</p> <p>株式、債券その他の有価証券の種類ごとの次に掲げる事項</p> <p>イ 取得原価</p> <p>ロ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額</p> <p>ハ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額と取得原価との差額</p> <p>作成要領の139ページの「作成にあたってのポイント②」では、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合について、「満期保有目的の債券」及び「その他有価証券」の有価証券に限って、当該区分により判断し、該当する有価証券の区分に応じ一定の事項を注記すると述べられている。</p>	四半期連結財規16 四半期連結財規ガイド ライン16								
デリバティブ取引に関する注記	<p>デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる）については、「金融商品に関する注記」（四半期連結財規15の2）のほか、当該取引が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、通貨、金利、株式、債券及び商品その他の取引の対象物の種類ごとの四半期連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益を注記する。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載できる。</p> <p>上記の事項は、先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引その他の取引の種類に区分して記載する。</p> <p>作成要領の141ページの「作成にあたってのポイント②」では、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合について、デリバティブ取引について「通貨」「金利」「株式」「債券」「商品その他の取引」の対象物の種類ごとにより判断し、該当する対象物の種類ごとに応じ一定の事項を注記すると述べられている。</p>	四半期連結財規17 四半期連結財規ガイド ライン17-1								
企業結合等関係	<p>組織再編が行われた場合には、所要の事項を注記する。</p> <p>取得関連費用（外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等）は、発生した事業年度の費用として処理する（企業結合会計基準第26項）こととされた。 （作成要領142ページ）</p> <table border="1" data-bbox="359 1948 1189 2083"> <tr> <td colspan="2">被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳</td> </tr> <tr> <td>合併直前に保有していた△△株式会社の企業結合日における時価</td> <td>XX百万円</td> </tr> <tr> <td>企業結合日に交付した○○株式会社の普通株式の時価</td> <td>XXX百万円</td> </tr> <tr> <td>取得原価</td> <td>XXX百万円</td> </tr> </table>	被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳		合併直前に保有していた△△株式会社の企業結合日における時価	XX百万円	企業結合日に交付した○○株式会社の普通株式の時価	XXX百万円	取得原価	XXX百万円	四半期連結財規20～ 26
被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳										
合併直前に保有していた△△株式会社の企業結合日における時価	XX百万円									
企業結合日に交付した○○株式会社の普通株式の時価	XXX百万円									
取得原価	XXX百万円									

項目	留意点	備考
	<p>また、企業結合に係る暫定的な会計処理が確定した場合の記載事例は以下のとおりである。</p> <p>(作成要領 補足資料)</p> <p>第1四半期連結会計期間において「企業結合に関する会計基準」等を早期適用し、企業結合に係る暫定的な会計処理を行い、当第2四半期連結会計期間において当該暫定的な会計処理が確定した場合</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>企業結合に係る暫定的な処理の確定</p> <p>平成26年4月1日に行われた株式会社□□エンジニアリングとの企業結合に係る暫定的な会計処理は、当第2四半期連結会計期間において確定している。</p> </div> <p>なお上記は、四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針第66項(2)②に基づく記載例となっている。平成26年9月30日付けで公布・施行された「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等では、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定した四半期会計期間等においては、上記の暫定的な会計処理が確定した旨に加えて、のれんの金額又は負ののれんの発生益の金額に係る見直し内容及び金額を注記することとされているため、留意が必要である。</p>	
重要な後発事象	<p>四半期連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の当該四半期連結財務諸表に係る四半期連結会計期間が属する連結会計年度(当該四半期連結会計期間における四半期連結累計期間を除く)以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記する。</p>	<p>四半期連結財規13 四半期連結財規ガイド ライン13</p>
四半期レビュー報告書		
四半期レビュー報告書	<p>平成25年9月17日に新EDINETの運用が開始され、財務諸表全体がXBRLの対象とされた。監査人は提出会社から提出を受けた財務諸表を監査の対象とし、XBRLデータについては監査の対象でないことには変わりはない。XBRLデータが監査の対象ではないことをより明確にするために、監査報告書の欄外記載が変更されている。四半期レビュー報告書においても同様の取扱いとなる。</p>	<p>EDINETで提出する監査報告書の欄外記載の変更及びXBRLデータが訂正された場合の監査上の取扱い(日本公認会計士協会 自主規制・業務本部 平成26年審理通達第1号)</p>

以上